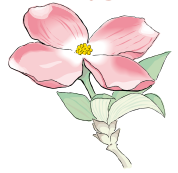


人権ひろば



心のつながりすてきな笑顔⑦
子どもの生きる力と人権教育

学校では、子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな体からなる、生きる力を育むことをめざしています。生きる力は、変化の激しい社会において、周りの人と協調しながら、自立して社会生活を送るために必要な力です。

これは、人権教育を通じて育まれる他者との共感力やコミュニケーション力、さまざまな人権問題を解決しようとする行動力などとも重なります。昨年の夏、市内の4つの小学校の5年生



▲豊かな心の育成につながる集団宿泊活動

が、江田島市の青少年交流の家で、3泊4日の集団宿泊活動を行いました。児童たちは、カヌー教室やキャンドルサービス、ウミホタルの観察などを体験しました。地域の人々や児童たちとの交流を通して、みんなが心をつなぐ一つに、充実した体験となりました。

このように、日常と異なる環境で生活を体験することは、子どもたちに自立心や主体性を育てるとともに、人間関係を形成する豊かな心の育成を図ることができます。子どもたちが、自分の大切さを知るとともに、周りの人に対する思いやりや、いたわりの気持ちを持ち、そして具体的な態度や行動としてあらわすことができるよう、学校の教育活動全体を通して、人権教育を進めていきます。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学5年生の作品)

つくるつよ 差別をなくす 仲間たち

消費生活相談

78

電話で展示会に誘われ、高価な宝飾品を契約してしまった

《相談内容》

ある日、携帯電話に知らない会社から、宝飾品の展示会の案内があり、行ってみた。会場で熱心に勧誘され、30万円のペンダントを契約した。数週間後にも案内があり、さらに50万円の腕時計を契約してしまった。しかし、アルバイトで生活しているため、支払いが滞った。どうすればよいのか。

《アドバイス》

解約通知を販売会社に送り、相談者と消費生活相談員、販売会社の三者で面談を行いました。話し合いの結果、相談者が既払い金を放棄して、解約することになりました。

商品の販売が目的であることははっきり告げず、電話などで「宝飾品の展示会に来てほしい」などと呼び出し、商品やサービスを勧める商法を、アポイントメントセールスといいます。出向くとしてこく勧誘さ

れ、契約しないと帰れない雰囲気になり、契約してしまったという相談がよくあります。不審な呼び出しには、安易に出向かないことが大切です。

アポイントメントセールスには、クーリング・オフが適用されます。また、消費者契約法に違反している場合は、契約の取り消しもできます。

一人で悩まず、早めに消費生活センターに相談してください。

消費生活センター
☎0848・67・6410

専門の相談員が、消費生活の困りごとの解決策と一緒に考えます。気軽に相談してください。

とき 30日を除く月・金曜日

9時～12時、13時～16時

ところ 市役所本庁5階

※電話相談も可能です。

【巡回相談予約制】

とき 13日(金)・20日(金)・27日(金)14時～16時

ところ 本郷・久井・大和支所

申し込み 相談日の前日まで

に、消費生活センターまたは

商工振興課(☎0848・67・

6072)へ

★今年度から、消費生活相談は偶数月に、きらっと☆宇根山天文台は奇数月に掲載します。